

別表第4（第10条関係）

事業名	対象者	支給費
介護予防訪問サービス	ア 第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である者（以下「2割負担者」という。）、同条第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項に規定する政令で定める額以上である者（以下「3割負担者」という。）及び法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けた者（当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に限る。以下「給付額減額者」という。）に該当しない者（以下「1割負担者」という。）	第9条第1項の第1号事業に要する費用の額（以下この表において「第1号事業費用額」という。）の100分の90に相当する額
	イ 2割負担者	第1号事業費用額の100分の80に相当する額
	ウ 3割負担者及び給付額減額者（エに掲げる者を除く。）	第1号事業費用額の100分の70に相当する額
	エ 給付額減額者（3割負担者に限る。）	第1号事業費用額の100分の60に相当する額
介護予防通所サービス	ア 1割負担者	第1号事業費用額の100分の90に相当する額
	イ 2割負担者	第1号事業費用額の100分の80に相当する額
	ウ 3割負担者及び給付額減額者（エに掲げる者を除く。）	第1号事業費用額の100分の70に相当する額
	エ 給付額減額者（3割負担者に限る。）	第1号事業費用額の100分の60に相当する額